

教職員の不祥事について

【処分の状況】

	被処分者	処分	処分日	概要
1	中学校教員	停職 3月	H25. 7. 1	当該教諭は、女子生徒1名に対して、頭を撫でる、肩を揉む、傍に寄せるため肩に手をかけ抱き寄せる、腰に手を回す等のセクシャルハラスメント行為を、平成23年12月頃及び平成24年7月、12月頃に十数回行った。
2	小学校事務職員	停職 6月	H25. 7. 29	当該事務主査は、平成25年5月19日午後3時38分頃、横浜市保土ヶ谷区仏向町のコンビニエンスストア店内において、清涼飲料水1缶を窃取し、現行犯逮捕された。また、本件以前にも複数回万引き行為を行っていた。
3	中学校教員	減給 6月	H25. 5. 28	当該教諭は、免許停止期間中であるにも関わらず、自家用車を運転したところ、平成25年2月3日午前0時20分頃、上大岡駅付近の交差点において無免許運転で検挙された。 その後、3月6日に神奈川県公安委員会から2年間の運転免許取消処分を受け、同月26日に保土ヶ谷簡易裁判所において、罰金20万円の略式命令を受けた。
4	中学校教員	戒告	H25. 7. 29	当該教諭は、平成24年8月5日、顧問を務める部活動の練習試合中に、指導したことが伝わっていないなどの理由から、所属する生徒に対し臀部を右足甲で蹴る体罰行為を3回行った。
5	中学校教員	戒告	H25. 7. 29	当該教諭は、平成24年3月29日から12月29日の間、顧問を務める部活動の練習試合中に、気持ちの入らないプレーを指導するためなどの理由から、所属する生徒に対し頬や頭を叩く体罰行為を6回行った。そのうち1回は、生徒の鼓膜に穴を開ける怪我を負わせた。